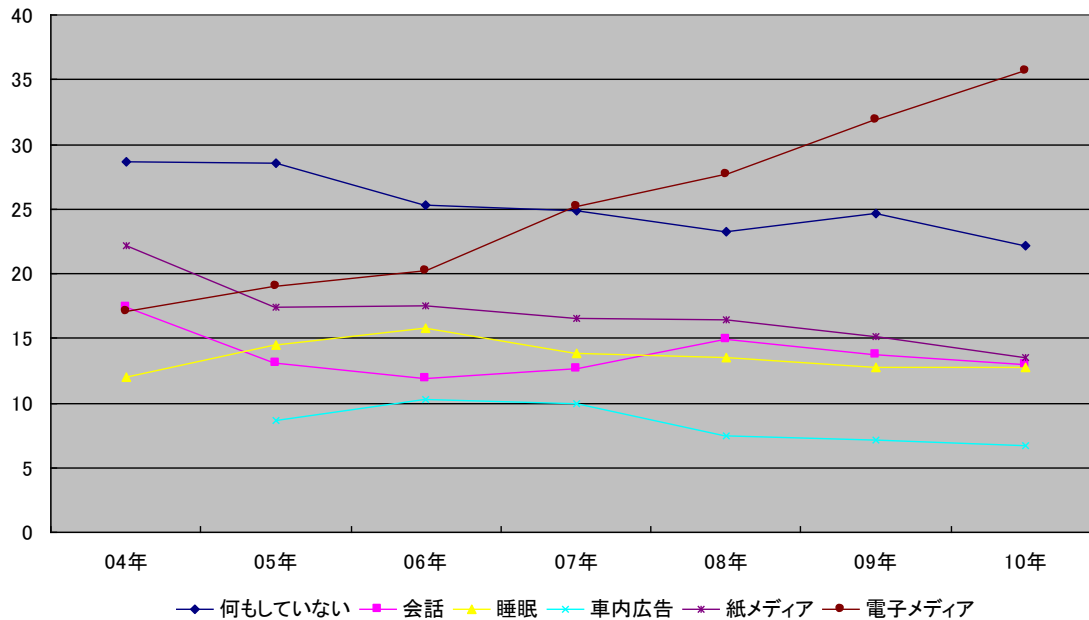


## 図書館による書籍の電子配信に関する意見発表

糸賀 雅児（慶應義塾大学）

### 1. 携帯情報機器の急速な普及

電車内（JR山手線、JR中央線、地下鉄丸の内線、東急東横線）でのメディア利用変化



- ・ 調査路線、調査時期（10月中旬～11月中旬）、調査時間帯、調査時天候を統一した定点観測
- ・ のべ約14万人の乗客を複数の学生がメディア利用、性別、年齢、立ち座りの観察調査
- ・ 急速に広がる電子メディア（携帯情報機器、携帯音楽機器、携帯ゲーム機器）
- ・ 年齢によって、路線によっても異なるメディア利用傾向

### 2. 書籍デジタル化の3類型

- ① 国会図書館所蔵の書籍のデジタル化 ⇒ 本発表はこれが中心
- ② 絶版・品切れ書籍（図書館未所蔵）のデジタル復刻
- ③ デジタル新刊書籍（ボンデジタル）、書籍のデジタル重版

### 3. 知的財産としての書籍の電子配信をめぐる背景

- ・ 2009年1月 米国 Google ブック 検索訴訟の和解案告知
- ・ 2009年5月 補正予算で国立国会図書館の蔵書デジタル化に127億円
- ・ 2009年6月 著作権法第31条（図書館等における複製）改正

国会附帯決議“国立国会図書館において電子化された資料については、情報提供施設として図書館が果たす役割の重要性にかんがみ、読書に困難のある視覚障害者等への情報提供を含め、その有効な活用を図ること。”



アメリカの場合と異なり、国策として国立図書館での書籍の電子化を推進する財源確保と法整備を行ったのだから、その国民的利用に向けた条件整備を図らねば、ムダ使いと言われる。

#### 4. 図書館による書籍の電子配信

- ・ 広く国民が国会図書館蔵書のデジタル化の恩恵に浴するためには、地域の公立図書館（全国に約 3,100 館）の活用が効果的。
- ・ いつでも、どこでも、誰にでも（時間、空間、人間を超えて）という公立図書館の理念は、電子書籍の特性と親和性が高い。
- ・ わが国の公立図書館はかつてのような〈無料貸本屋〉から抜け出し、〈課題解決型サービス〉に力を入れるところも増えている。（参考：文部科学省による「図書館海援隊」活動）
- ・ 図書館における書籍の電子配信をめぐる重要課題は、以下の三つの C。
  - **Contents**（最新刊は市場に任せる、図書館は絶版・品切れの良質出版文化を支える）
  - **Cost**（経費を誰がいくらで負担するのか。電子書籍は外部サーバーに蓄積されたデータにアクセスする限り「図書館資料」（図書館法第 3 条）とは言えないから、「無料原則」（図書館法第 17 条）が適用されないと解釈できる）
  - **Copyright**（電子書籍は「貸出し」といっても、「貸与」（著作権法第 38 条 4 項）ではなく、「公衆送信」（同第 23 条）に該当するから権利者の許諾が必要）
- ・ 図書館利用者（読者）は「お金」を払うか、「時間」を払うかの選択をすることになる。
- ・ 諸外国でも公立図書館への電子配信を推進しており、特に韓国ではそのためのインフラ整備が進められている。国際競争力強化の点からも広く国民が利活用できる環境が重要。

#### 5. 国会図書館蔵書の公立図書館への電子配信について

- ・ 「館内閲覧限定」「同時アクセス数制限」「複製（ダウンロード、プリントアウト）不可」の 3原則の下で無許諾送信を可能とするような法整備を進めることが国益に適う。
- ・ 上の 3原則の下で利用者から「不便」との不満が出ることが予想されるが、その需要次第で当該図書館はその書籍を購入することになり、販売促進の役割も果たし得る。
- ・ 著作権が存するものについては、権利者の意思で不許諾とし **opt-out** することができる。**opt-out** したのものについては、長尾構想にある「電子出版物流通センター（仮称）」を含めた枠組みで、知財保護の観点から別途関係者間での協議を行うことになる。
- ・ この場合、出版者（社）に対しても著作隣接権を認める必要があると考えられる。
- ・ 国民がどこに住んでいても必要な知識・情報にすみやかにアクセスできる環境を整備することで「知の循環型社会」が構築され、わが国がめざす知財立国への近道となる。

#### 6. 結論

せっかくここまで国費でデジタル化を進め、法律も整備してきたのですから、著作者のなかの電子配信して構わないという方たちの善意を生かすためにも、そういう方たちの書籍は、全国の公立図書館を通じて、遠隔地の読者にサッサと配信してあげましょう。そうしないと投入した国費が無駄になるし、知の再生産が進まなくなります。電子配信は困ると言う方たちとは、配信を止めておいて、別室で話し合ひましょう、ということになります。

参考：『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会（三省懇）報告』2010年。  
糸賀雅児“図書館の新たなビジネスモデルで出版市場との共存を”図書館雑誌，97巻，9号，2003年。